

市 原 市 放 課 後 児 童 ク ラ ブ 条 例
に 関 す る 許 認 可 等 の 審 査 基 準 等

平 成 2 8 年 4 月

市 原 市

市原市放課後児童クラブ条例（平成16年市原市条例第23号。以下「条例」という。）並びに市原市放課後児童クラブ条例施行規則（平成16年市原市規則第37号。以下「規則」という。）で規定する許認可等の申請に関する審査基準及び標準処理期間等について、市原市行政手続条例（平成8年市原市条例第22号）の規定により、以下のとおり基準を定め、公開する。

1 条例第3条関係（対象児童）

（対象児童）

第3条 児童クラブの利用の対象となる者(以下「対象児童」という。)は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 本市が設置する小学校（以下単に「小学校」という。）に就学している児童であること。
- (2) その者の保護者(法第6条の保護者をいう。以下同じ。)が労働、疾病その他の事由により昼間家庭にいないことにより、小学校の授業終了後当該保護者による適切な監護を受けることができないこと。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、前項各号に掲げる要件を満たさない者を対象児童とすることができる。

(1) 条例第3条第1項第2号で規定する「労働、疾病その他の事由」とは、次に掲げる事由とする。

- ① 児童の保護者が労働している。
- ② 児童の保護者が求職活動をしている。
- ③ 児童の保護者が入院している。
- ④ 児童の保護者が継続的に病院や施設に通院している。
- ⑤ 児童の保護者が長期に渡って病気や心身に障がいのある親族を居宅以外で介護している。
- ⑥ 児童の保護者が通学している。
- ⑦ その他児童の保護者が上記に類する状態であると市長が認める事由があるとき

(2) 条例第3条第1項第2号で規定する「昼間」とは、条例第5条で定める放課後児童クラブの開設時間及び延長時間とする。

(3) 条例第3条第2項で規定する「市長が特に必要と認めるとき」とは、次に掲げる事由により保護者による適切な監護を受けるときができないときとする。

- ① 児童の保護者が昼間家庭にいるものの、居宅内で労働している。
- ② 児童の保護者が昼間家庭にいるものの、病気、けが又は心身の障がいがある。
- ③ 児童の保護者が昼間家庭にいるものの、長期に渡って病気や心身に障がいのある親族を居宅内で介護している。
- ④ 児童の保護者が昼間家庭にいるものの、出産の前後である。
- ⑤ その他児童の保護者が上記に類する状態であると市長が認める事由があるとき

2 条例第6条関係（利用の承認）

(利用の承認)

第6条 児童クラブを利用しようとする対象児童の保護者は、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、前項の承認をしないことができる。

- (1) 対象児童が感染性の疾病に罹患しているとき。
- (2) 対象児童が心身の虚弱等により、集団生活に耐えることができないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、児童クラブの運営上支障があると認められるとき。

(1) 条例第6条第1項に基づき市長に申請する場合の申請期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、利用者の責めに帰すことができない事由により、申請できない理由があると市長が認めたときは、緊急に申請をすることができる。

① 年度当初の4月1日から児童クラブの利用を希望するとき

当該利用年度の前年度の市長が別に指定する期間

② 5月1日以降に児童クラブの利用を希望するとき

利用希望月の前月の10日まで（10日が土日祝日等市原市の休日を定める条例で定める市の休日の場合は、市の休日の翌日）。ただし、市長が別に申請期間を定めた場合は、この限りでない。

(2) 条例第6条第2項第3号で規定する「児童クラブの運営上支障があると認められるとき」とは、次に掲げるときとする。

- ① 市原市放課後児童クラブ条例施行規則第2条で定める児童クラブの定員を超える利用申請があったとき
- ② 保護者が条例第9条第1項で規定する利用料を納付していないとき
- ③ 条例第7条の規定により市長が利用承認を取り消した対象児童の保護者が利用申請をした場合で、当該取り消しをした事由が解消していないと市長が認めるとき
- ④ 災害等により、児童クラブが利用できないとき又は児童に危険が及ぶと認められるとき
- ⑤ 事件又は事故等により、児童クラブを開所できないとき
- ⑥ その他、対象児童の利用を承認することで、児童クラブを安全かつ円滑に運営することが困難であると認められるとき

(3) 上記(2) ①で児童クラブの定員を超える利用申請があったときは、以下に掲げる基準指数と調整指数の合計点数が高い対象児童から承認する。

① 基準指数

分類	状況（理由）		指数	
居宅外労働	外勤・自営	1か月の勤務日数が20日以上	10	
		1か月の勤務日数が15日以上20日未満	9	
		1か月の勤務日数が15日未満	5	
居宅内労働	自営	中心者	1か月の勤務日数が15日以上	9
			1か月の勤務日数が15日未満	5
	協力者	1か月の勤務日数が15日以上	7	
		1か月の勤務日数が15日未満	4	
内職		3		

分類	状況(理由)		指数	
疾病等	疾病	入院	10	
		居宅内療養	常時臥床	7
			通院	5
	出産(承認期間は、出産前2か月(多胎の場合4か月)、 出産後2か月 計5か月(多胎の場合7か月)以内)		9	
	障がい	身体・精神1級・2級、療育A	7	
		身体3級・4級、精神3級、療育B	5	
看護・付き添い	入院の看護(医師の指示による付き添いを要する場合のみ)		7	
	通院の付き添い(1か月の付き添い日数が15日以上のみ)		5	
	居宅内の看護		7	
その他	就学		7	
	求職中	就労先確定(申請書に就職先記載のこと(就労 証明書未提出者))	3	
		就労先未定	0	

② 調整指数

分類	状況(理由)		指数
家族関係	同居の祖父 母がいる	内職	-1
		病気	-1
	ひとり親家庭または両親不在		10
	上記のいずれにも該当しない		0
帰宅時間調整	帰宅時間 午後3時以前		-3
	帰宅時間 午後3時を超え午後4時までの間		-2
	帰宅時間 午後4時を超え午後5時までの間		-1
	帰宅時間 午後5時を超え午後6時までの間		0
	帰宅時間 午後6時を超え午後7時までの間		1
	交代勤務の場合		0
児童の学年	1学年		24
	2学年		18
	3学年		12
	4学年		8
	5学年		4
	6学年		0
配慮を要する 児童	特別支援学級在籍(言語障害を除く)		24
	通級指導教室通級(言語障害特別支援学級含む)		2
	学級補助員対応		24

備考：入所順位の決定方法については以下の通りとする。

- ア 基準指数は、原則父親又は母親のどちらか低い指数を適用する。該当がない場合は、児童福祉法第6条に規定する「児童を現に監護する者」の指数を適用する。基準指数が同点のときは、帰

宅時間が早い方の指数を適用する。

イ 基準指数に調整指数の「家族関係」、「帰宅時間調整」、「児童の学年」、「配慮を要する児童」を加減し、指数の合計が高い順に利用承認とする。

ウ「帰宅時間調整」については、基準指数を適用する保護者の帰宅時間を適用する。

エ 指数の高い者から入所を決定し、指数が同点の者すべてを入所決定とすると施設の定員を超えてしまう場合は、下記の決定基準に基づき入所判定を行うものとする。

オ 申請の際、父母・祖父母(65歳未満の同居祖父母がいる場合)・児童福祉法第6条に規定する「児童を現に監護する者」の条例第3条第1項第2号の対象となる者の証明となる書類(就労証明書等)の提出が必要。提出がない場合、書類不足により期限付き入所(2ヶ月)扱いとする。

カ 児童福祉法第6条に規定する保護者の申請世帯(同居親族を含む)の構成員のいずれかで、条例第3条第1項第2号の対象となる者に該当する理由が、「求職中」の場合、当該年度2か月間に限り入所を認める。申請世帯が当該年度に求職中の理由で既に2か月の入所をしていた場合、入所を認めない。

③指数同順位内の優先順位決定基準

順位	状況(理由)
1	生活保護受給世帯
2	低学年
3	ひとり親もしくは両親不在(単身赴任含まず)
4	常時在宅の親族(成人)なし
5	基準指数が高い
6	就学前の子がいる
7	直近の市町村民税の所得割の合計額が低い世帯

3 条例第7条関係(承認の取消し)

(承認の取消し)

第7条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の承認を取り消すことができる。

- (1) 前条第1項の承認に係る対象児童(以下「入所児童」という。)が第3条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (2) 入所児童が前条第2項第1号又は第2号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 前条第1項の承認を受けた保護者(以下「利用者」という。)が虚偽の申請その他不正な手段により前条の承認を受けたとき。
- (4) 利用者が正当な理由なく2月分以上第9条の利用料を滞納したとき。
- (5) 利用者が正当な理由なく連続して15日以上にわたり児童クラブを利用しなかったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、児童クラブの運営上支障があると認められるとき。

条例第7条第6号で規定する「児童クラブの運営上支障があると認められるとき」とは、次に掲げるときとする。

- ① 災害等により、児童クラブが利用できないとき又は児童に危険が及ぶと認められるとき
- ② 事件又は事故等により、児童クラブを開所できないとき

- ③ その他、対象児童の利用承認を取り消さなければ、児童クラブを安全かつ円滑に運営することが困難であると認められるとき

4 条例第9条及び規則第8条関係（利用料及び利用料の減免）

【条例】

(利用料)

第9条 児童クラブの利用に係る料金(以下「利用料」という。)の額は、次に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 第5条第1項に規定する時間における利用料 入所児童1人につき月額9,600円(7月分にあつては月額11,000円、8月分にあつては月額13,000円)

(2) 第5条第2項に規定する延長時間における利用料 入所児童1人につき延長時間30分を単位とする利用1単位当たり100円

2 利用者は、前項第1号の利用料について、毎月末日(12月にあつては翌年1月4日、月の途中で利用を中止し、又は廃止した場合にあつては当該中止し、又は廃止した日)までに、当月分の利用料を市長に納付しなければならない。

3 利用者は、第1項第2号の利用料について、毎月末日(12月にあつては翌年1月4日)までに、前月分の利用料を市長に納付しなければならない。

4 前2項に規定する納付期限が土曜日、日曜日又は休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下この項において同じ。)にあたる場合にあっては、その直後の土曜日、日曜日又は休日でない日を納付期限とする。

5 市長は、必要と認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

6 市長は、前項の規定により利用料の減額又は免除を受けた利用者について、その減額又は免除に係る事由が消滅したと認めるときは、これを取り消すことができる。

7 既に納付された利用料は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰することができない事由により児童クラブを利用することができないときは、この限りでない。

【規則】

(利用料の減免)

第8条 条例第9条第5項に規定する必要と認めるときは、次の各号に掲げるとおりとし、減額し、又は免除する額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 利用者の属する世帯が、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けているとき 免除

(2) 利用者の属する世帯が、市町村民税非課税世帯(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割及び同項第2号に規定する所得割が課税されない世帯をいう。以下同じ。)であるとき(利用者が婚姻によらないで父又は母となった者であつて、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないものである場合において、当該利用者の申請に基づき、これを同項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなして同法第295条第1項第2号並びに第314条の2第1項第8号及び第3項の規定の例により市町村民税を算定した場合に当該世帯が市町村民税非課税世帯となる場合を含む。) 免除

(3) 利用者の属する世帯に複数の入所児童がいるとき 2 人目以降の入所児童につき、条例第 9 条第 1 項第 1 号に規定する利用料の 5 割

(4) 前 3 号に掲げる場合を除くほか、市長が特に必要と認めるとき その都度市長が定める額
2 市長は、第 3 条第 2 項(第 6 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する減額又は免除を受けようとする旨の記載がない場合においても、市が保有する公簿等により利用者が前項各号に該当すると認めるときは、条例第 9 条第 5 項の規定による利用料の減額又は免除をすることを決定することができる。

3 市長は、前項の規定による決定又は条例第 9 条第 6 項の規定による取消しをしたときは、市原市放課後児童クラブ利用料変更通知書により、当該決定又は取消しに係る利用者に通知する。

(1) 条例第 9 条第 5 項及び規則第 8 条により、利用料の減額又は免除をする場合において、当該事由が月の途中で発生したときの利用料については、次に掲げる期間について減額又は免除をするものとする。

- ① 利用料の減額又は免除を開始する月 当該減額又は免除をする事由が発生した月
- ② 利用料の減額又は免除を終了する月 当該減額又は免除をする事由が終了した月

(2) 規則第 8 条第 1 項第 2 号で規定する「利用者の属する世帯が、市町村民税非課税世帯であるとき」として利用料を免除する期間は、次に掲げる期間とする。

- ① 利用する年度の 4 月分から 6 月分の利用料
利用する年度の前年度分の市町村民税が非課税のとき
- ② 利用する年度の 7 月分から翌年 3 月分までの利用料
利用する当該年度分の市町村民税が非課税のとき

(3) 規則第 8 条第 1 項第 2 号で規定する「利用者が婚姻によらないで父又は母となった者であって、現に婚姻をしてないもの」として利用料を免除する期間は、次に掲げる期間とする。

- ① 利用する年度の 4 月分から 6 月分の利用料
利用する年度の前年度分の市町村民税の賦課期日（1 月 1 日）現在、現に婚姻等をしていないもの
- ② 利用する年度の 7 月分から翌年 3 月分までの利用料
利用する当該年度分の市町村民税の賦課期日（1 月 1 日）現在、現に婚姻等をしていないもの

5 標準処理期間

条例第 6 条で掲げる利用承認(条例第 9 条第 4 項で掲げる使用料の減免決定を含む。)に関する標準処理期間は、次に掲げるとおりとする。

- ① 年度当初の 4 月 1 日から児童クラブの利用を希望するとき
この基準で定める申請期間の末日の翌日から起算して 4 5 日
- ② 5 月以降に児童クラブの利用を希望するとき
この基準で定める申請期間の末日の翌日から起算して 1 4 日